

主役はボクら! 広がれ友だちの輪



別れたくないよオンニ! 3泊4日間寝食を一緒にしたチングやリーダーと思い出を振り返りながら涙が止まらないオリニ。別れを惜しみ抱き合ったり涙する姿があちこちで見られた



お帰りなさい! ソウルの街を楽しんだかな? ゴールの明洞口イヤルホテルでは中央本部の金政弘副団長と李元徹副団長がお出迎え



絶叫コースターでマンサー!

スリル満点! うわあ、体が飛んでいきそうだ! お待ちかね遊びの天国ソウルランドにはアトラクションを楽しむオリニたちのキラキラの笑顔頗る

オリニたちが母国韓国に一堂に集い、民族を触れ、仲間との絆を深める夏の大祭典イベント「2025在日同胞オリニジャンボリー」(主催・在日本大韓国民団 後援・在外同胞団)が7月28日から31までの3泊4日間、ソウル市で開催された。01年から始まったオリニジャンボリーは今回で12回目。「友だちと一緒に私たちの物語を始めよう!」をテーマに「日本全国から小学校4、5、6年生184人のオリニとその話をするボランティアリーダーやスタッフ83人の総勢267人がソウルに集つた。

ソウルで2025在日同胞オリニジャンボリー

オリニとして参加した自分が大きかりーだをした。当時リーダーたちにあっても自分も同じだ

たが、心を一つにし、友情と絆を深めあつた。

オリニたちからは「来年も参加したい!」との声

が多くあつた。韓民族というルーツを求め、母國と仲間たちに触れた4日間。短い期間だ

たが、心を一つにし、友情と絆を深めあつた。

オリニたちからは「来年も参加したい!」との声

が多くあつた。韓民族というルーツを求め、母

國と仲間たちに触れた4日間。短い期間だ

たが、心を一つにし、友情と絆を深めあつた。

オリニたちからは「来年も参加したい!」との声

が多くあつた。韓民族というルーツ求め、母

外国人が優遇されてい。金がないなら帰れ。ルールを守らない選挙権をいいことに、耳をさきくなと言葉が括弧で附され、ネットで拡散された7月の参院選。それらに接し、私が思ひ起きていた言葉がある。

都合のよい時は日本人。人、都合が悪くなると外国人。朝鮮人元BC級戦犯の言葉である。死刑を含む重罪は「日本人として負わされ、その後の援護体制からは「外国人」として「戸籍と国籍条項で切り捨てられた。あまりに不条理だ」。その一心で、「元戦犯者と遺族が日本政府を相手に謝罪と償還を求める裁判を起こしたのは、1991年のことだ。私はその頃、初めてこの問題に出会い、裁判支援に加わり、当事者の闘

任を負わされた韓国・朝鮮人元BC級戦犯の言葉である。死刑を含む重罪は「日本人として負わされ、その後の援護



在日の課題

「国籍条項」の不条理

日本は公私小中高等学

校に勤務する外国籍の教員は数百名程度いるとい

われている。そのほとんどが教員の採用形態は

国籍条項による「教諭採用」と「勤務講師採用」である。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる

公務員となるためには、

から80年代まで、日本の

として任用し、採用の時

勤務講師に採用された外国籍教員

が、公務員として勤務する。この「当然の法理」は

日本では「常勤講師」としての雇用形態だ

た。この「当然の法理」が存在するわけではない

が、公務員に関する法的根拠が存在するわけではない

が、公務員として勤務成への参画にたずさわる



記者会見で新潮社への抗議について説明する深沢潮さん(中央)

「創氏改名2.0」のコラムを掲載した新潮社に抗議します
2025年8月4日

深沢潮さん、新潮社に抗議

原告 「宿泊拒否」裁判始まる

在日全体の問題だ

神戸地裁

「日本名使うな」のコラム

記者会見 「偏見、差別をあおる」

在日出身の作家、深沢

潮さん

が

週刊新潮に連載され

た

こと

について、「外國

人の偏見をあ

おの

の差別を扇動してい

いるの

問題になっているの

が

問題にな

っているの

が

問題にな

